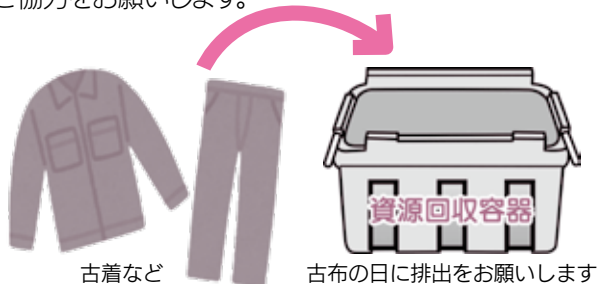


## 「古布」の排出抑制を緩和します

新型コロナウイルス感染症拡大により、5月から「古布」の排出を控えていただくようお願いしていましたが、このたび、海外との取引が徐々に改善され、少しずつ「古布」の資源化が可能な状況にあるため、11月より「古布」の排出抑制を緩和します。

ただし、多量に排出された場合、海外で再資源化するのは難しい状況ですので、以下の2点に留意し、ご協力をお願いします。



古着など

古布の日に排出をお願いします

1. 「古布」の排出は、少量ずつ分けてください。
2. 雨の日は、排出を控えてください。

※「古布」とは、古着、タオルなど資源物となるもの。  
 ※国内外での新型コロナウイルス感染症拡大などにより、再度、排出を控えていただくよう、お願いする場合があります。

ごみ減量推進課

☎・☎(582)1121 ☎(583)3911

## 電気の子メーターの有効期限を確認してください

電気の子メーターは、貸しビル・アパートなどで一括して電力会社に支払った電気料金を、各テナントなどの電気の使用量に応じて配分するために用いる電気計器です。

子メーターには、計量法で有効期間が定められています。これを過ぎた子メーターは取り替える必要があるため、最寄りの電気工事店や修理事業者に相談してください。

詳しくは、関西地区証明用電気計器対策委員会事務局(☎06(6451)2355)に確認してください。



商工観光課

☎・☎(582)1131 ☎(582)1166

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告で、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。令和2年1月1日～12月31日に納めた保険料が対象で、過去の年度分や追納保険料なども含まれます。また、自分の保険料だけでなく、家族(配偶者やお子さまなど)の保険料を支払っている場合、合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または、領収証書を添付する必要があります。日本年金機構から下記の時期で「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、対象者宛てに発送されます。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人
令和3年2月上旬	令和2年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した人(令和2年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人を除く)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、ねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004(ナビダイヤル)

※050で始まる番号で電話する場合は、☎03(6630)2525

日本年金機構草津年金事務所 ☎(567)2220

国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

## 冬は特にご注意 ノロウイルスによる食中毒

食中毒は夏だけではなく、ウイルスによる食中毒が冬に多発しています。次のことに注意して、食中毒を予防しましょう。

- ・体調が悪いときは休みましょう
- ・手洗いをしっかり行いましょう
- ・食品の扱いには、十分に注意しましょう
- ・盛り付ける時は、マスク、手袋を着用しましょう
- ・食品、調理器具はしっかり消毒しましょう

すこやか生活課

☎・☎(581)0201 ☎(581)1628

## 狂犬病予防注射を受けさせましょう

毎年4～6月に接種が義務付けられている狂犬病予防注射について、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**12月31日(木)まで接種期間が延長されています。**

愛犬に狂犬病予防注射を受けさせていない人は、かかりつけの動物病院での接種をお願いします。

環境政策課 ☎(582)1154 ☎(583)3911